

第36回・第3期第17回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成31年3月18日（月） 18：30～20：45
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第35回・第3期第16回）議事録 3 議 事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 作業班からの報告 イ 条文案について ウ 逐条解説の作成について 4 その他 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、下井委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、牟田委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人3名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は13名、欠席者は1名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は3名であることを報告した（5名遅れて出席のため、最終出席者は18名）。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第35回・第3期第16回）議事録」の内容が確認され、以下2点を修正したものを議事録とすることが承認された。

- ・2頁 発言者「ア」⇒「文言のみ」を「文言」に修正。
- ・2頁 発言者「ア」⇒「内容についても」を「内容について」に修正。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【作業班からの報告】

「条文案」の内容（2/25の促進委員会において、「作業班で要検討」となった事項など）について意見交換を行った。また、逐条解説作成に関し、今後の進め方について意見交換を行った。

【条例の内容等】

議論の内容については以下のとおり。

- ア 条項「目的」の「市民の主体的なまちづくり活動を促進するための基本的事項を定めることにより」という文言に違和感がある。条文案の中で協働の推進について書かれているのは、まちづくり計画を総合計画に位置付けること、市はまちづくり協議会・自治会・市民活動団体と連携して活動すること、市は自治会・まちづくり協議会・市民活動団体を支援することの3つのみである。宝塚市市民参加条例は、「目的」として「市民が主体的に市政に参加するための基本的事項を定める」と書かれているが、基本的事項が細かく書かれている。市民参加条例と比べると、今回の条文案の条項「目的」の文言と条文案の内容が合っていない。提案としては、当初の条項「目的」の条文案の「それぞれに果たすべき役割やその連携について定め」という形に戻した方が、今回の条文案の中身と合うのではないかと。
- イ (会長) もう少し限定的に目的を記載した方がよいということですね。
- ウ 逐条解説を読めば分かるという形にするよりも、条例を読めば分かるという形にするべき。
- エ 宝塚市まちづくり基本条例も宝塚市市民参加条例も今回作る条例も、後段が目的である。
- オ 後段が目的であるということはそのとおり。指摘しているのは、「～を定める」という部分と本文の内容が食い違っていかないかということ。
- カ まちづくり基本条例も市民参加条例も何を定めるのかをはっきり書いている。よって、今回の推進条例においても何を定めるかという点についてはっきり書いた方がよいのではないかと。例えば、役割など。
- キ 2月の促進委員会の際には、「役割を入れた方がよい」とか「自治会やまちづくり協議会の関係性をもう少し文言ではっきりできないか」とか「明石市や草津市の条例には役割が入っている」などの意見を踏まえて検討が必要となったと理解しているが、これらの意見はどうなったのか。
- ク 他市の条例では、市や市民団体などが果たすべき役割を書いている場合が多い。よって、役割を記載した方がよいのではないかと提案はさせてもらった。ただし、宝塚市はまだ書ける状況ではないということで今回は入れることができないという方向になった。ただし、先ほど申し上げたとおり、まちづくり協議会と市の役割については書かれているため、目的のところにもその文言があってもよいのではないかと考える。例えば、5年10年先に見直す際にも、役割の記載を継ぎ足すということにもつながっていくのではないかと思う。
- ケ 他市と宝塚市と比べた場合、宝塚市の場合は、まちづくり協議会の役割を定めているのであるから、目的のところにも「それぞれの役割を定め」と入れた方が内容につながると思う。
- コ 「主体的なまちづくり活動を促進する」ということは今の時代から考えるとよいことである。宝塚市では市民が作った計画を市が作った計画と並列に扱うこ

とになる。自分たちで考えて自分たちのまちを作るという今の流れからすると、この文言でよいのではないか。

サ この文言がすっきりしていてよいと思う。

シ (会長)「目的」の文章とその他の条項との関係について、ある意見は条項に忠実に目的があるべきだという意見であり、もう一つの意見は広く目的を定めておいて将来的に条文を付け加える余地を残しながら位置付けていくのはどうかという意見だと思う。私もどちらかということ、後者の意見。あまりにも目的を狭めてしまうことによって今後この条文を広げていく余地を逆にせばめていくことになるのではないかと思う。見直しの際に目的を変えらるとなると、最初の条例は何を目的としていたのかとなりかねない。今回は詰め切れない部分が残ってしまうが、宣言として大きめの目的であることは、矛盾はしない。国の法律でもほかの条例でも、目的は大きく条項の記載は細かい部分もあればざっくりした記載のものはある。

ス まちづくり協議会を位置付けたいというのが目的ではないか。この条文案を読んでもまちづくり協議会が位置付けられたと感じるか。

セ 内容としてはまちづくり協議会のことはたくさん書かれている。ただし、「目的」からまちづくり協議会が位置付けられているとつながるかは違和感がある。

ソ この推進条例に基づき、補助金要領などが結びつくと考え、大きく構えておいた方が結びつきやすいのではないか。

タ (会長)今の条例の内容で名前を付けるとすると、「地域コミュニティ活動推進条例」という名前になる。ただし、ターゲットを絞り込みすぎると、まちづくり協議会のためにお金を出すために条例を作ることになる。そうではなく、市民と市の協働が重要で、その主体の一つとしてまちづくり協議会があるという枠組みである。そうした方がまちづくり協議会の位置付けもより広い観点から位置付けられる。しかし、市と市民の協働は、NPOとの協働など色々なものがあるが、今回の条例では時間が足りず煮詰めきれてないと理解すれば分かりやすいのではないか。

チ まちづくり基本条例第3条の2項と4項で書かれている内容を、今回の条例では2項に4項が含まれているという意味合いで記載してしまうことは問題がないと考えてよいのか。

ツ (会長) そうである。並列ではなく、順番に落とし込んでいくと考えることもできるのではないか。逆に考えると、それだけ地域コミュニティを重要視しているということ。協働のまちづくりの中で非常に大きな柱としてあるのが地域コミュニティであるという認識なので、繰り返しまちづくり基本条例の中でも出てくる。必ずしも矛盾はしてないかなと思う。

テ 地域コミュニティはまちづくり協議会も含んでいるのか。

ト (会長) 含んでいる。一番小さな単位は、単位自治会だと思う。

ナ 条文の解釈や趣旨は逐条解説の中で補完的に説明ができると考えてもよいのか。

- ニ (会長) よい。先ほど出ていた意見は、逐条解説に落とし込むのであれば、ちゃんと条文に入れておこうという意見であり、どちらもありだと思う。
- ヌ これから作業する中でそれぞれの解釈が違っていたらいけない。よって、基本的なところは最初に一致させておかなければならない。
- ネ (会長) 内容としてはまちづくり協議会や地域のコミュニティ活動をしっかり位置付けておきましょうという話だが、実は目的として市と市民の協働があり、NPOと市の協働というところも次の見直しのときにはしっかりと条文として入れておきましょうという確約を取りながら、こういう名称や目的で置いておいた方がよいという判断もあるのかもしれない。いったんご提案いただいた条項「目的」の条文案でおさめさせていただくということでよいか。
- ノ (会長) その他の部分で何か意見はあるか。
- ハ 大項目の欄は章になる部分であると思うが、「地域自治」となっている部分を「まちづくり協議会」としてはどうか。内容としてはまちづくり協議会のことを記載しているの。
- ヒ (事務局) 条文がもっとたくさんあれば章立ても必要かと思うが、今回の条文案では条項が少ないので、章立てまでは必要ないかもしれない。大項目は分かりやすくするために記載しているだけである。
- フ (会長) 先ほどのまちづくり協議会が位置付けられたと感じるかという意見についてだが、まちづくり協議会はしっかり位置付けられている。
- ヘ 確かに内容を見るとしっかりと位置付けられているのでこれでよいと考える。
- ホ まちづくり計画の法的位置付けというのが今回の一番大きな役割。計画が法的に位置付けられるというのが非常にすごいこと。まちづくり計画を総合計画のつけるタイミングとこの条例が作られるタイミングが合わないといけないため、急いでいる。

【逐条解説の作成等】

議論の内容は以下のとおり。

- ア (会長) 事務局が作成した各条項についてどのような意見があったかが記載されている資料を参考資料にしながら逐条解説の文章を作っていくことになる。誰がどのように作っていくかも含めて議論をお願いします。かなりハードな作業になっていく。
- イ いつまでに作るか。タイミングはいつか。
- ウ (会長) 条例化のタイミングと逐条解説作成をまとめていくタイミングの両方がある。
- エ (事務局) スケジュールについては、地域ごとのまちづくり計画の見直しのタイミングとこの条例ができるタイミングを考慮する必要があると考える。また、逐条解説については、地域の説明のため資料を固め、その説明を行いながら逐条解説を作り上げていくというイメージを事務局として持っている。
- オ (会長) 具体的には来年度中には条例化をするという感じか。

- カ （事務局） 条例をあげられる状態まで来年度中に持っていくというイメージである。
- キ （会長） そこまでのプロセスがかなりある。逆算すると、パブリックコメントの期間があり、それまでに条文案ができておかなければならない。また、地域団体への説明に数か月かけるということであれば、かなり差し迫っている状況。先ほどの事務局の説明でいうと、逐条解説の文章を書くのは時間がかかるので、まずは条文の意図するところを各団体や市民に説明する資料を作っていく。その資料が柱となって、逐条解説が作成されていくことになるというストーリーだと思う。
- ク 他市の逐条解説を参考にしながら考えていってはどうか。背景の論議の整理は先に置いておいて。この条文はこういう条文だというポイントをまず整理する必要がある。
- ケ （会長） 説明することと解説することは微妙に違うと考える。言いたいことはなんなのかということをよく分かるようにするために協働の指針は7ページになった。今回の条例は、まちづくり計画を法的に位置付けるんだというところから話をスタートした方が分かりやすいのかもしれない。ターゲットをズバリ言ってしまうということ。「まちづくり計画を作るのはまちづくり協議会ですよね」、「まちづくり計画を作る主体としては、まちづくり協議会をちゃんと条例で位置付けておかないとだめですよね」というような、さかのぼっての説明の方が理解しやすい。ただし、生々しすぎると誤解を招くため、どのような説明の仕方がよいのかは議論をしておかないといけない。「第1条は～」、「第2条は～」という説明は逆に分かりにくくなる危険性がある。
- コ 説明の方法として、協働の指針説明会などでのんびりとやられてられない。各地域に説明しに行くことになる。誰が説明するかということを考えれば私たち。説明資料を固め、想定質問も考えてやっていかなければならない。こう考えるとかかなりタイトである。
- サ （会長） 説明用の資料と説明用のスライドを準備するということになると思う。
- シ 同じ資料を持って同じ言葉で言えるようにしておかないといけない。
- ス （会長） 想定問答集を作っておかないといけない。それが逐条解説になっていく。
- セ この段階でまちづくり協議会の代表者交流会に出して反応は見たらどうか。議論を時間かけてやるまではいらないと思うが反応を見る程度でどうか。
- ソ 皆さんが一緒に集まるところで説明ができれば一番手っ取り早いと思うが、説明段階において、まちづくり協議会の代表を何年も経験した方もいれば初めて出席する方もおり、ただのトップダウンのような形になってしまわないかという点が気がかり。丁寧な説明をしてからの方がよいのではないか。
- タ 遅くなると余計にトップダウンと思われてしまうが、早い段階であれば相談事となるので、早い段階がよいと思う。

- チ (会長) 説明をしてどうディスカッションをし、出てきた意見をどうフィードバックしていくかによって変わってくる。それを間違えてしまうとトップダウンになってしまう。ちゃんと説明をし、貴重な意見をもらって、促進委員会で変更していくというプロセスを取ればよいのではないかと。
- ツ 審議会で案を決めた後、パブリック・コメントがある。パブリック・コメントの手前で関係団体に出して意見が出た場合に、その都度案を練っていくのかについても考える必要がある。
- テ (事務局) 策定のプロセスは丁寧にしたい。パブリック・コメントの案を固めるのは来年度中ぐらいを考えている。その前の素案の段階で各団体に説明をしたいと考えている。その時期としては6月くらいと考えている。まず、6月の代表者交流会で説明をしたいと考えている。
- ト (会長) 全体会としては4月、5月があり、ここで説明のための議論をすることになると思うが、そこまでにどのように資料やスライドなどをどういう形で詰めていくのかについて意見をもらえたら。
- ナ 説明するのは代表者交流会だけでいいのか。自治会連合会やネットワーク会議、市民活動団体を対象にしなくてよいのか。
- ニ (事務局) 自治会の連合体にも説明するとしている。なおかつ、1回だけではなく、意見交換を重ねるぐらいに思ってもらいたいという意見も議会からいただいている。また、市民活動団体に対しても協働の担い手として説明が必要だと考える。
- ヌ しっかりと時間を取ってもらった上で説明しないといけない。代表者交流会で説明する際も、しっかりと時間を取っておいてもらわないと、かえって中途半端なことになる恐れがあるため、気を付けてもらう必要がある。
- ネ (会長) まちづくり協議会を位置付けているわけですから、まずは20のまちづくり協議会に理解いただかないとスタートが切れない。そこでいろんな反応をいただいて、次のステップとして諸団体への説明を重ねていく。また、まちづくり協議会代表者交流会での意見交換会で地域に来てくれとなった場合は各地域に行くことも必要になる。さらに、まちづくり協議会の主要な運営に関わっていない市民の方には別途全体的な説明会も必要。また、NPOセンターにも協力してもらって説明会をさせていただく。
- ノ 5月の代表者交流会で説明してはだめなのか。
- ハ (事務局) 説明資料にしても条文ごとの解釈について答えを持っておかないと説明に臨めない。その準備を考えると5月は難しい。
- ヒ 5月の代表者交流会は交代前の会長が来る。6月には新しいメンバーになるため、再度説明する必要が出てしまう。それならば6月で資料もしっかりと準備した上で説明するのがよい。まちづくり協議会の代表者が地域に持って帰って説明できるようなものを作らないといけない。
- フ できる限り多くの方に説明をしましょう。まちづくり協議会の最大の問題は、

住民の方がよく知らないという点。条例もできたのかとなればまちづくり協議会の活動も活発になっていく。

- へ (会長) まちづくり計画の見直しをまちづくり協議会がやっていることに対して、他の住民や団体から、なぜまちづくり協議会がまちづくり計画を見直すのかという声は出てきていないか。条例化はされていないが実態としては動き始めている。声が出てきているのであれば、それをどうやってクリアしていくのかについても準備しておかないといけない。
- ほ 私たちの地域ではそういう声は出たことがない。計画について皆に問いかけると答えを返してくれる。答えを返すことでまちづくりに参加できたという声が出てきている。
- ま (会長) それがこれからのまちづくり協議会の姿。皆さんの意見を集約して地域の活動の方向性を決めていくということ。それをこれからも地道に展開をしていってまちづくり協議会の存在を認識していただくということ。
- み 自治会でできないことをまちづくり協議会がやるから、まちづくり計画はまちづくり協議会がやるものだという声が出ている。
- む なんでもまちづくり協議会でまちづくり計画の見直しをするんだという声は聞いていない。
- め (会長) そういう意味では順調に進んでいるので、この動きを今度はちゃんと条例化していくというストーリーで説明はしやすくなっていると思った。
- も まちづくり協議会は何なのかという説明が難しかった。
- や (会長) 説明用資料等を作成するのはどういう手続きですか。作業班でやるのか、事務局に素案を作ってもらえるのか。どういう方法を取るかについても作業班に検討してもらおうということをお願いする。
- ゆ 今までの委員の主な意見の整理で説明資料となると思う。
- よ 代表者交流会で説明する人はまちづくり協議会の会長ではないほうがよいのではないか。
- ら 促進委員会の委員でもあり、まちづくり協議会の会長でもある人は、説明者でもあり、聞く側でもある。促進委員会の委員は誰が当たっても説明できるようにする必要がある。1人が無理であれば、2、3人で説明にあたればよい。
- り パワーポイントを作ればよい。
- る できれば、代表者以外の促進委員の方に来てもらって話をしてもらった方が立場上ありがたい。
- れ (会長) そのあたりのやり方も作業班で考えてもらえたらよい。資料の作り方と説明の仕方は同時並行だと思う。市職員がしゃべった方がよい場合もある。
- ろ (会長) 5/20の促進委員会にはリハーサル的に発表していただくイメージ。
- わ 条文立てはいつするのか。
- を (会長) 条例の形として見たことがないので、それをまず作るということ。
- ん (事務局) 次回までに作成する。

- ア ねらいなどを入れた前文を作ることはどうか。
- イ (会長) 前文を作るのも時間がかかる。かなり思いの違いが出てくる。作るか作らないかというところも考えたらと思う。
- ウ (会長) 今までワークショップや委員会で計画づくりをやってきたと思うが、ほとんどが法定計画ではない。今回は、条例に基づく計画になるため、未来永劫無視できない。ここが一番大きな話である。社会福祉協議会は社会福祉法で位置付いている。商工会議所は商工会議所法がある。商工会議所を作るための法律が別途あるということは、社会福祉協議会以上の位置付けとなっている。まちづくり協議会がようやく条例に位置付くということはすごいことであるということをお伝えいただかないといけない。それぞれの組織がどの法律条例に位置付いているのかが非常に重要。逆に言うとそれが無い組織は社会的な位置付けは弱い。まちづくり協議会が社会的な位置付けを得たということになっていくということはある意味市民全員で共有しておくべき話だと思う。いざとなったときに法律に位置付いているか位置付いていないかはとても大きな違い。

4 その他

- (1) 事務局より、平成31年度については、花と緑のフェスティバルにブースを出さないこととさせていただき、お知らせした。
- (2) 宝塚NPOセンターより、「SDGs de 地方創生ゲーム WORK SHOP」についてお知らせした。

5 閉会

以上